

## 東大和市立第四中学校 P T A 会則 改正案

	新	旧
新設	<p>&lt;委員と選出&gt;</p> <p>5 役 員</p> <p style="padding-left: 2em;">二 任期 任期は 1 年とします。</p> <p>ホ <u>P T A 役員経験者の免除について 令和 2 年度以降 P T A 本部役員に就 任したものは、本部役員退任以降に 入学した生徒が在籍する期間を含め 本人の希望がない限り、P T A 役員 に選出されることを永久免除とす る。</u></p> <p>へ その他 東大和市公立小中学校 P T A 連合 協議会当番校の年度や特別委員会 の設置年度など、特別な場合は上記 イ ロ の限りではありません。</p>	<p>&lt;委員と選出&gt;</p> <p>5 役 員</p> <p style="padding-left: 2em;">二 任期 任期は 1 年とします。ただし再任は妨げ ません。</p> <p>ホ P T A 会長職及び副会長職経験者の 免除について P T A 本部会長職及び副会長職に就 任したものは、本部役員退任以降に入 学した生徒が在籍する期間を含め本 人の希望がない限り、P T A 会長職及 び副会長職に選出されることを永久 免除とする。(会長職及び副会長職以 外の本部役員については、これに該当 しない。)</p> <p>へ その他 東大和市公立小中学校 P T A 連合協 議会当番校の年度や特別委員会の設 置年度など、特別な場合は上記イ ロ の限りではありません。</p>